

# 建設キャリアアップシステムへの登録

## 【技能者登録編】



三井住友建設株式会社  
建設キャリアアップシステム普及推進WG  
事務局：安全環境生産管理本部



# 建設キャリアアップシステム

- 建設キャリアアップシステムは、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- 若い世代に**キャリアパスと処遇の見通し**を示し、技能と経験に応じ給与を引き上げ、将来にわたって建設業の担い手を確保し、ひいては、建設産業全体の価格交渉力・競争力を向上させるもの
- また、労務単価の引き上げや社会保険加入の促進といった、これまでの技能者の処遇改善の取組をさらに充実させるもの
- 平成31年4月より「本運用」を開始。初年度で100万人、5年で全ての技能者の登録を目標

## ＜建設キャリアアップシステムの概要＞

※システム運営主体  
(一財)建設業振興基金

### 技能者情報等の登録



【事業者情報】  
・商号  
・所在地  
・建設業許可情報 等

【技能者情報】  
・本人情報  
・保有資格  
・社会保険加入状況等

【現場情報】  
・現場名  
・工事の内容 等

### カードの交付・現場での読取

現場入場の際に読み取り



技能者にカードを交付

就業履歴を蓄積

### 技能者の経験の見える化・能力評価

評価基準に合わせてカードを色分け



レベル1 初級技能者（見習い）

レベル2 中級技能者（一人前の技能者）

レベル3 職長として現場に従事できる技能者

レベル4 高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）

### 現場管理のIT化・書類削減

見積り・請求のエビデンスとしての活用

施工実績DB・ビックデータとしての活用

国土交通省告示第460号 「建設技能者の能力評価制度に関する告示」平成31年3月29日（4月1日から施行）  
(定義)

第2条 この告示において「建設キャリアアップシステム」とは、一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。

2 この告示において「建設技能者」とは、工事現場における建設工事の施工に従事する者のうち当該建設工事を適正に実施するために必要な技能を有する者であって、建設キャリアアップシステムに登録された者をいう。

## 建設キャリアアップシステムとは

- 建設キャリアアップシステムの導入で確認が可能となる、技能者の保有資格及び就業履歴のデータを活用し、個々の技能者の知識や技能と組み合わせた「能力評価基準」を、職種ごとに各専門工事業団体が策定中。
- この能力評価基準に基づいて技能者を評価する枠組みを構築し、レベルに応じてキャリアアップカードを色分けすることで、技能者の技能や経験に応じた処遇の実現に向けた環境整備を行う。
- さらに、この技能者の能力評価基準と連動した専門工事企業の施工能力等の見える化を進め、良い職人を育て、雇用する専門工事企業が選ばれる環境を整備する。

## 技能者の能力評価の対象

- 経験（就業日数）
  - 知識・技能（保有資格）
  - マネジメント能力（登録基幹技能者講習・職長経験）
- 建設キャリアアップシステムにより客観的に把握可能

これらを組み合わせて評価

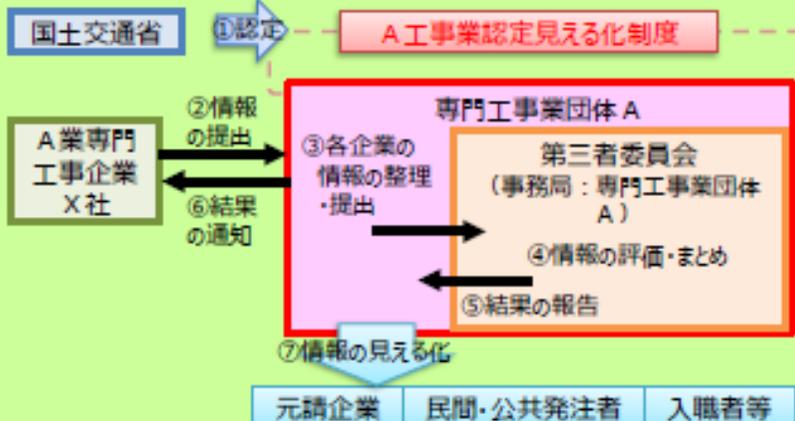
評価基準に合わせてカードを色分け



建設キャリアアップシステムに登録した技能者に対し個別に配布されるキャリアアップカードを、レベルに応じて色分けする

## 専門工事企業の施工能力等の見える化のイメージ

共通項目	
基礎情報	・建設業許可の有無 ・財務状況等 ・建設業の営業年数 ・社員数 ・団体加入
施工能力	・建設技能者の人数（キャリアアップカードの保有人数、レベル など） ・施工実績
コンプライアンス	・建設業法の法令遵守、労働基準関係法令違反の状況 ・社会保険加入状況
選択項目	
施工能力	・建機の保有状況 ・表彰 ・最大請負金額 ・協力会社 等
処遇・福利厚生	・給与制度 ・休暇制度 ・労務管理 等





# 建設キャリアアップシステム

## 鉄筋、型枠、機械土工の能力評価基準

R1. 10. 7 申請  
R1. 10. 8 認定

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼称	鉄筋技能者	型枠技能者	機械土工技能者	
レベル4	就業日数	10年(2150日)	10年(2150日)	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録鉄筋基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>●安全優良職長厚生労働大臣顕彰</li> <li>●卓越した技能者(現代の名工)</li> <li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録型枠施工基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録機械土工基幹技能者</li> <li>●1級建設機械施工技士</li> <li>●1級土木施工管理技士</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> </ul>
	職長としての就業日数	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)	7年(1505日)	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級鉄筋施工技能士(組立て、または施工図)</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・型枠施工1級技能士</li> <li>・型枠支保工の組立て作業主任者技能講習</li> <li>・足場の組立て等作業従事者特別教育又は足場の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>・職長・安全衛生責任者教育又は職長教育</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務従事者安全衛生教育</li> <li>●ローラー運転業務従事者安全衛生教育</li> <li>●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(建設ジュニアマスター)</li> </ul>
	職長又は班長としての就業日数	職長又は班長として 3年(645日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)	3年(645日)	2年(430日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉掛け技能講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉掛け技能講習</li> <li>・丸のご等取扱作業安全衛生教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習</li> <li>●ローラーの運転の業務に係る特別教育</li> </ul>
レベル1	(建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者)			

<参考> 能力評価基準



# 建設キャリアアップシステム

## 左官、内装仕上の能力評価基準

R1. 10. 24 申請  
R1. 10. 25 認定

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼称		左官技能者	内装仕上技能者
レベル4	就業日数	10年(2150日)	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録左官基幹技能者</li> <li>●1級建築施工管理技士</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>●安全優良職長厚生労働大臣顕彰</li> <li>●卓越した技能者(現代の名工)</li> </ul> ・レベル2、3の基準に示す保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録内装仕上工事基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>●安全優良職長厚生労働大臣顕彰</li> <li>●1級建築施工管理技士</li> <li>●卓越した技能者(現代の名工)</li> </ul> ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	職長としての就業日数	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	5年(1075日)	5年(1075日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1級左官技能士</li> <li>●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰</li> </ul> ・レベル2の基準に示す保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1級技能士(内装仕上げ施工職種または表装職種)</li> <li>●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰</li> <li>●2級建築施工管理技士</li> </ul> ・レベル2の基準に示す保有資格
	職長又は班長としての就業日数	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 3年(645日)
レベル2	就業日数	3年(645日)	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2級左官技能士</li> <li>●研削といしの取替え等の業務特別教育及び足場の組立て作業従事者特別教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2級技能士(内装仕上げ施工職種または表装職種)</li> <li>●足場の組立等作業従事者特別教育</li> <li>●自由研削といしの取替え等の業務特別教育</li> <li>●有機溶剤作業主任者技能講習</li> <li>●丸のご等取扱作業安全教育</li> <li>●玉掛け技能講習</li> </ul>
レベル1	(建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者)		

<参考> 能力評価基準



# 建設キャリアアップシステム

## 防水施工、切断穿孔、サッシ・カーテンウォール、建築大工の能力評価基準

R1. 10. 30 申請  
R1. 10. 31 認定

呼称	防水施工技能者	切断穿孔技能者	サッシ・カーテンウォール技能者	建築大工技能者	
レベル4	就業日数	10年(2150日)	10年(2150日)	10年(2150日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録防水基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録切断穿孔基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録建築大工基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>●安全優良職長厚生労働大臣顕彰</li> <li>●卓越した技能者(現代の名工)</li> <li>●技能グランプリ(金賞・銀賞・銅賞・敢闘賞)</li> <li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li> </ul>
	職長としての就業日数	職長として3年(645日)	職長として3年(645日)	職長として3年(645日)	職長として3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)	6年(1290日)	7年(1505日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級防水施工技能士</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職長・安全衛生責任者教育</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1級ビル用サッシ施工作業技能士</li> <li>●1級金属製カーテンウォール工事作業技能士</li> <li>・職長・安全衛生責任者教育</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記のうちから2つ以上</li> <li>✓1級又は2級建築大工技能士</li> <li>✓枠組壁建築技能士</li> <li>✓1級又は2級建築施工管理技士</li> <li>✓1級若しくは2級建築士又は木造建築士</li> <li>✓職業訓練指導員(建築科・枠組壁建築科・プレハブ建築科)</li> <li>✓木材加工用機械作業主任者技能講習</li> <li>✓建築物の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>✓足場の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>✓木造建築物の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>✓青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰</li> <li>✓プレハブ建築マイスター</li> <li>✓認定ログビルダー</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>
	職長又は班長としての就業日数	職長又は班長として1年(215日)	職長又は班長として1年(215日)	職長又は班長として1年(215日)	職長又は班長として0.5年(108日)
レベル2	就業日数	3年(645日)	3年(645日)	3年(645日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2級防水施工技能士</li> <li>●玉掛け技能講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切断穿孔技士</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2級ビル用サッシ施工作業技能士</li> <li>●2級金属製カーテンウォール工事作業技能士</li> <li>●下記の全ての資格</li> <li>✓職長・安全衛生責任者教育</li> <li>✓低圧電気取扱特別教育</li> <li>✓アーク溶接特別教育</li> <li>✓足場の組立て等作業従事者特別教育</li> <li>✓研削といしの取替え等の業務特別教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・丸のこ等取扱作業安全衛生教育</li> <li>・足場の組立て等作業従事者特別教育又は足場の組立て等作業主任者技能講習</li> </ul>
レベル1	(建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者) ※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。				

## <参考> 能力評価基準

R1. 12. 25 申請  
R1. 12. 26 認定

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

## トンネル、圧接の能力評価基準

呼称		トンネル技能者	圧接技能者
レベル4	就業日数	10年(2150日)	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録トンネル基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録圧接基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> <li>・レベル2、3の基準に示す保有資格</li> </ul>
	職長としての就業日数	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すい道等の掘削等作業主任者又はすい道等の覆工作業主任者</li> <li>・発破技士又は火薬類取扱保安責任者(甲・乙種)</li> <li>・職長・安全衛生責任者教育</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職長・安全衛生責任者教育</li> <li>・足場の組立等作業従事者特別教育</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>
	職長又は班長としての就業日数	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	2年(430日)	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両系建設機械(機体重量3t以上の整地・運搬・積込み・掘削用機械)の運転技能講習</li> <li>・小型移動式クレーン(5t未満)の運転技能講習</li> <li>・玉掛け作業技能講習</li> <li>・高所作業車の運転技能講習</li> <li>・車両系建設機械(解体用)の運転技能講習又はコンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育</li> <li>・高所作業車の運転特別教育</li> <li>・特定粉じん作業特別教育</li> <li>・すい道等の掘削・運搬・覆工等の内作業特別教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス溶接技能講習</li> <li>・研削といしの取替え等の業務特別教育</li> </ul>
レベル1	(建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者)		

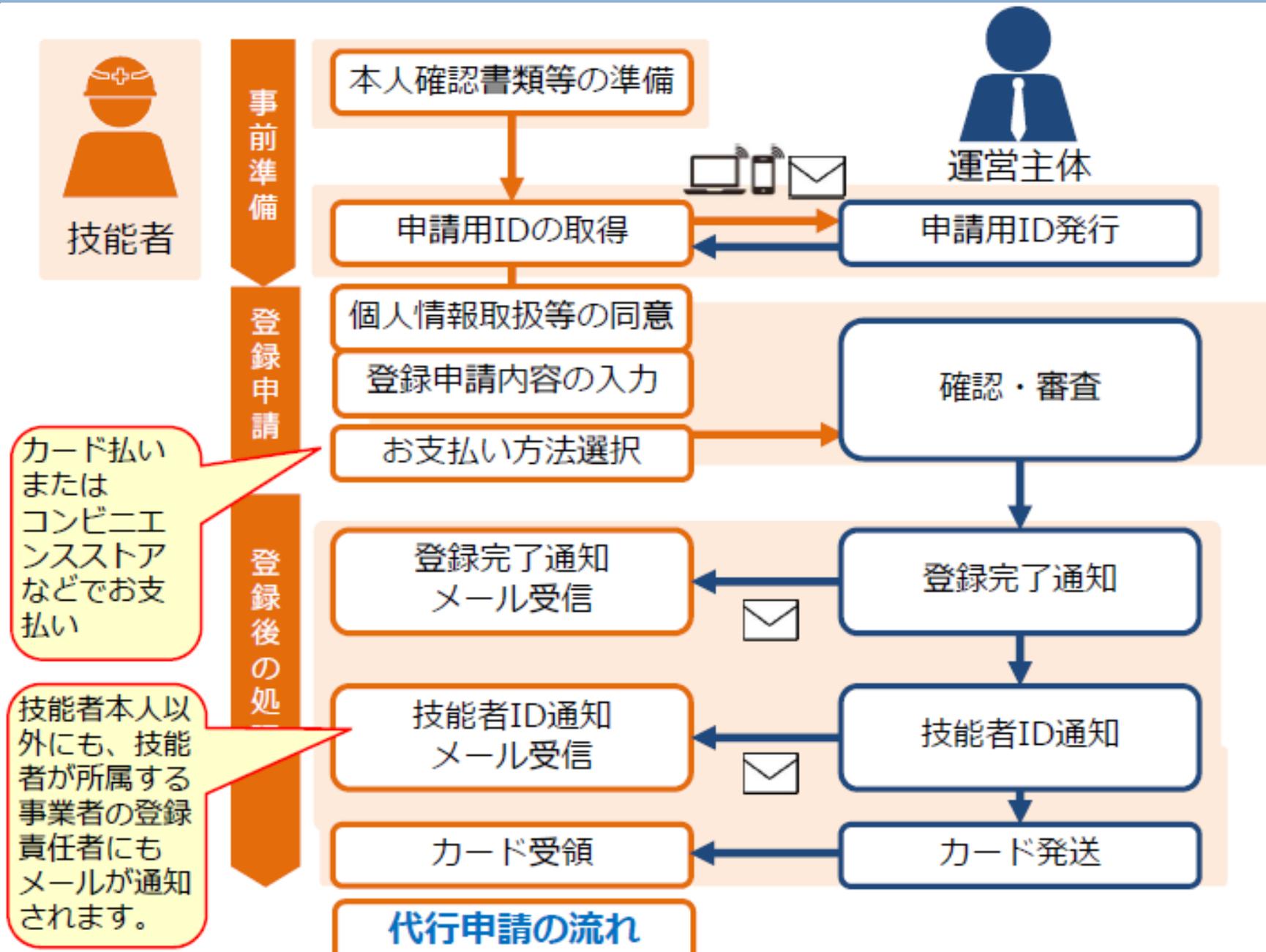


## 技能者登録

I. 事前準備

II. 登録申請

III. 登録後の処置



登録申請時に必要な添付書類について説明します。

### ■必ず添付が必要な書類

#### 本人確認書類



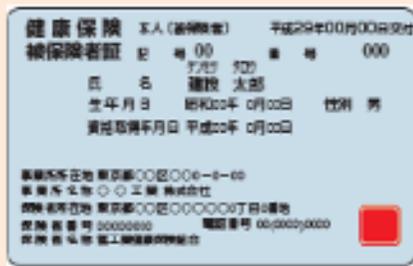
#### カード用顔写真



### ■情報を証明するために必要な書類

社会保険等証明書類、資格、学歴に関する証明書類

#### 加入社会保険等証明書類



#### 登録基幹技能者証明書類



#### 保有資格証明書類



本人確認書類は、**氏名、顔写真、現住所と生年月日**を確認できる書類が必要です。本人確認書類となる書類の種類と提出時の注意点を説明します。

個人番号（マイナンバー）カード（表面のみ）または 運転免許証を提出する場合

どちらか1点の写しを提出



裏面の提出不要

または



裏面（条件・住所変更）  
記述あれば提出



個人番号（マイナンバー）カード（写し）は、必ず**表面の写し**のみを添付してください。裏面の写しを添付された場合は、受理できませんのでご注意ください。

### パスポートを提出する場合

パスポート 1点 +  
公的身分証明書 1点 (現住所が記載されている本人確認書類)  
計2点の写しを提出

#### パスポート (写し)

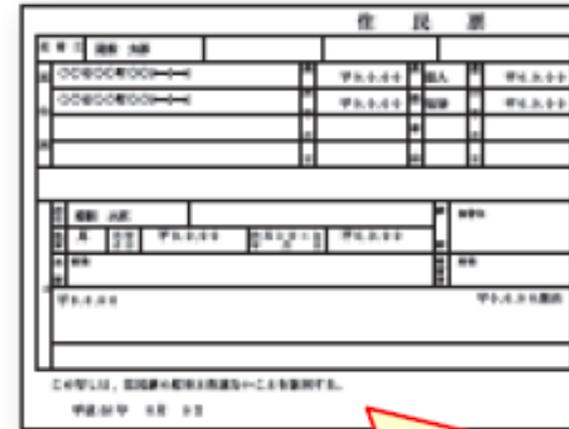


顔写真のページ



両方

#### 住民票 (写し)



- ・健康保険証 (現住所有り)
- ・年金手帳・ねんきん定期便
- ・印鑑登録証明書



インターネット申請される外国籍の方も、上記同様「パスポート」と公的身分証明書の写し計2点を、本人確認書類とすることができます。

登録申請には、建設キャリアアップカード用に、申請するご本人の写真が必要です。



- デジタルカメラやスマートフォンで撮影する場合、サイズが小さくなりすぎないように、鮮明に撮影したものを提出してください。
- 証明書写真機で撮影する場合、サイズ縦45mm×横35mmを選択し、印刷された写真を電子化してください。
- 画像アップロードの際にトリミングができます。

### 適切な写真の例

- 6ヶ月以内に撮影したもの。
- 正面、無帽、無背景のもの。

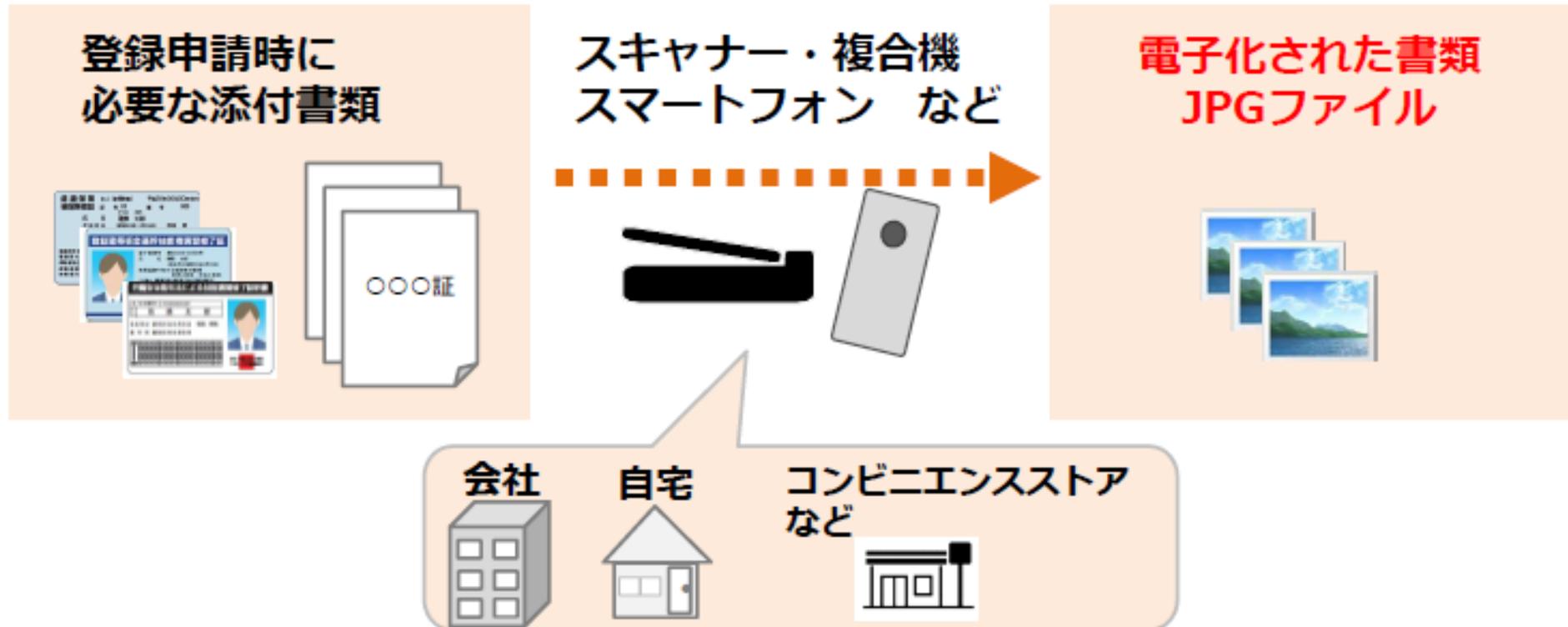


### 不適切な写真の例

- 帽子やマスクを着用している。
- 顔に影ができています。
- サングラスや色付眼鏡をかけている。



ご準備いただいた添付書類は、登録申請の際に**JPG形式の電子ファイル**として添付し、登録します。



- 電子化したファイルが正しく画像を読み取れることを確認してください。
- 添付ファイルの名前を、書類の内容を示す分かりやすいファイル名に変更することで、書類を添付する際、スムーズにファイルを選択できます。
- 申請登録の際に添付しやすいよう、ファイルは、申請を行うパソコンやスマートフォンなどに保存してください。

### 個人情報の取り扱い等の同意情報

システムの利用にあたり、「個人情報の取り扱いについて」および「システム利用規約」をご確認いただきます。

**個人情報の取り扱い等の同意情報**

建設キャリアアップシステムへの利用申し込みには、「建設キャリアアップシステム利用規約」に同意いただく必要があります。本ユーザーの個人情報の取り扱いについて下記のように定め、個人情報の保護に関する法律その他の関係する法令ならびに本財団の定める個人情報の取り扱いを行います。

■個人情報の取り扱いについて（抜粋）

1 利用目的について

1. 技能者が技能や経験に応じた適切な評価を受け、処遇の改善に結びつくよう、技能者、その所属事業者、元請等の事業者が協力して、「技能者基本情報」（建設キャリアアップシステム個人情報保護方針（<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/cous/profile/p-policy>）の別表1に列挙する個人情報をいう。以下同じ。）と「技能者就業履歴情報」（本財団個人情報保護方針の別表2に列挙する個人情報をいう。以下同じ。）を以下のように本システムにおいて登録、蓄積及び最新の情報に更新するため。

1-1. 技能者基本情報を、技能者（又は技能者の委託を受けた所属事業者、事業者団体等）が本システムにおいて登録及び更新する。

1-2. 技能者就業履歴情報を、技能者の所属事業者、元請等の事業者、技能者が本システムにおいて登録、蓄積及び更新する。

1-3. 技能者就業履歴情報を構成する「事業者情報」（本財団個人情報保護方針の別表3に列挙する個人情報をいう。以下同じ。）、「現場・契約情報」（本財団個人情報保護方針の別表4に列挙する個人情報をいう。以下同じ。）を、技能者の所属事業者、元請等の事業者が本システムにおいて登録及び更新する。

1-4. 技能者就業履歴情報、技能者基本情報、事業者情報及び現場・契約情報を、本財団が認定する民間入退場管理システム、安全管理システム等と連携（共同利用）して本システムにおいて登録、蓄積及び更新する。

---

に限る。

4. 当該個人データの管理について責任を有する者

①建設キャリアアップシステム 担当部長

②本財団が認定する民間システム

詳細については、本財団ホームページに掲載している「個人情報保護方針」、「建設キャリアアップシステムにおける個人情報の取り扱いについて（利用目的）」、「共同利用について」をお読みください。

☑ 確認しました

同意する  同意しない

確認しました

同意する  同意しない

①「個人情報の取り扱い等の同意情報」をご一読ください。

②内容を確認後「確認しました」にチェックを付けます。

③「同意する」を押します。

### システム利用規約同意情報

① 「システム利用規約同意情報」  
をゴ一読ください。

システム利用規約同意情報

建設キャリアアップシステムへの利用申し込みには、「建設キャリアアップシステム利用規約」に同意いただく必要があります。本財団ホームページに掲載している「建設キャリアアップシステム利用規約」全文を必ずお読みください。なお、登録申請書手引にも掲載しております。

■建設キャリアアップシステム利用規約（抜粋）

第5条 利用申込（登録）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「登録希望者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意し、かつ本財団の定める一定の情報（以下「登録事項」といいます。）を本財団の定める方法で本財団に提供することにより、本財団に対し、本サービスの利用の登録を申請することができます。

2. 本財団は、本財団の定める基準に従って、前項に基づいて登録申請を行った登録希望者（以下「登録申請者」といいます。）の登録の可否を判断し、本財団が登録を認める場合にはその旨を登録申請者に通知します。登録申請者の登録ユーザーとしての登録は、本財団が本項の通知を行ったことをもって完了したものとします。

3. 前項に定める登録の完了時に、サービス利用契約が登録ユーザーと本財団の間に成立し、登録ユーザーは本サービスを本規約に従い利用することができるようになります。

4. 本財団は、登録申請者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録及び再登録を拒否することがあり、またその理由について開示等の法的義務を負いません。

- ① 本財団に提供した登録事項の全部又は一部につき虚偽、誤記若しくは記載漏れがあった場合
- ② 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、必要な法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を備えていない場合
- ③ 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、及び資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営又は経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流又は関与を行っているとして本財団が判断した場合
- ④ 登録申請者が過去に本財団との契約に違反した者又はその関係者であると本財団が判断した場合
- ⑤ 第12条に定める措置を受けたことがある場合

⑥ 第5条第4項各号に該当する場合

⑦ その他、適切なシステム運用の観点から本財団が本サービスの利用、登録ユーザーとしての登録、又はサービス利用契約の締結を適当でないとして判断した場合

2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、登録ユーザーは、本財団に対して負っている債務について当然に期限の利益を失い、直ちに本財団に対して全ての債務の支払いを行わなければならない。

3. 本財団は、本条に基づき本財団が行った行為により登録ユーザーに生じた損害について責任を負いません。

詳細については、本財団ホームページに掲載している「建設キャリアアップシステム利用規約」をお読みください。

■ 確認しました

可成する  同意しない

② 内容を確認後「確認しました」に  
チェックを付けます。

確認しました

③ 「同意する」を押します。

同意する  同意しない

### 本人確認書類

本人確認書類

以下の本人確認書類をデジタルカメラ・スマートフォンによる撮影または書類の電子化ができない方は、インターネットでの申請はできません。

国籍 **必須**

日本

本人確認書類1

公的身分証明書 **必須** **選択**

運転免許証 **選択**

運転免許証.jpg **参照** **削除**

① [公的身分証明書] の [選択] を押します。

② [公的身分証明書選択] 画面から提出する書類の種類を選択し、[設定] を押します。

公的身分証明書選択

提出書類コード	提出書類名
001	個人番号(マイナンバー)カード
002	運転免許証
003	パスポート

閉じる 設定

[パスポート] を選択した場合、  
[本人確認書類2] が表示され、  
パスポートと一緒に提出する公的  
身分証明書を追加できます。  
※現住所が記載されている本人確  
認書類

### 本人確認書類

#### 本人確認書類

以下の本人確認書類をデジタルカメラ・スマートフォンによる撮影またはスキャナで取込みにより電子データとして用意してください。書類の電子化ができない方は、インターネットでの申請はできません。お手数ですが郵送での申請をお願い致します。

国籍 **必須**

日本

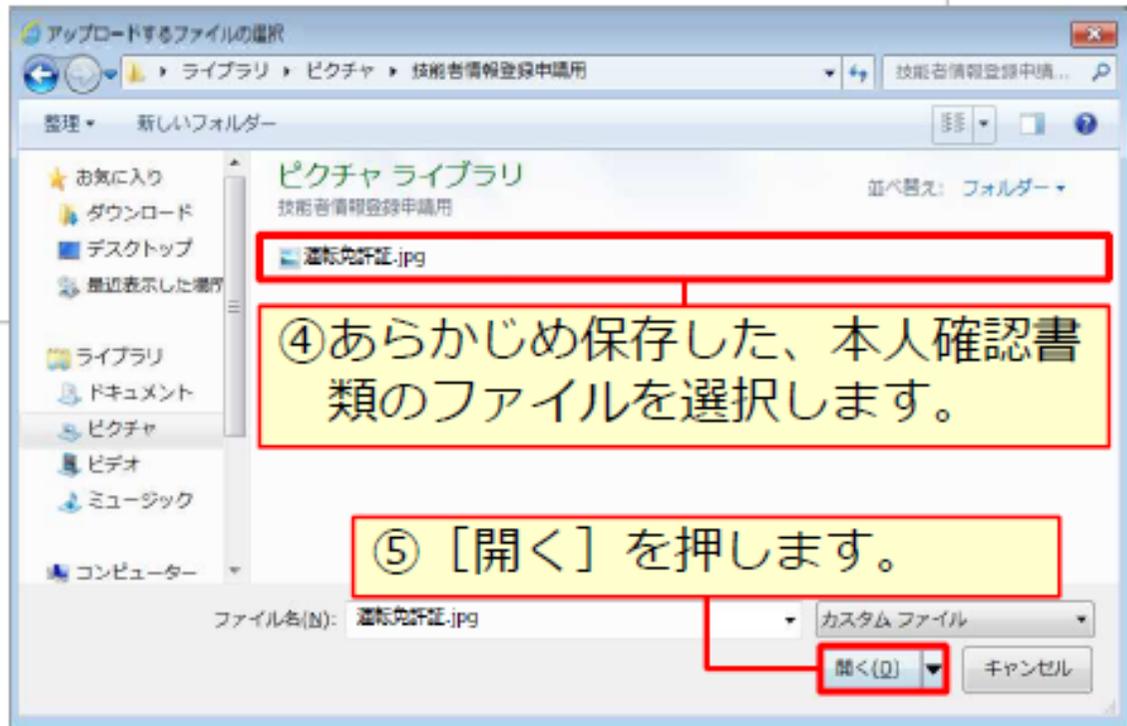
#### 本人確認書類1

公的身分証明書 **必須** **選択**

運転免許証 **選択**

運転免許証.jpg **参照** **削除**

③ [選択] を押します。



④ あらかじめ保存した、本人確認書類のファイルを選択します。

⑤ [開く] を押します。

⑥ 選択したファイルのファイル名が表示されます。

**i** 以降の項目も、同様の手順であらかじめパソコンやスマートフォンに保存したファイルを添付してください。

### 顔写真

顔写真をスキャナ等の機器で取込み、以下のサイズに切り取った電子データとして用意してください。

- ・申し込みの6ヶ月以内に撮影したものであること
- ・画像のサイズは259×324ピクセルであること

顔写真ファイル名 必須

選択

次頁 →
一時保存
クリア
× キャンセル

[選択] を押します。

あらかじめ保存した、写真ファイルを選択します。

### 顔写真

[編集] を押すと、[画像編集] 画面が表示されます。

顔写真

顔写真をスキャナ等の機器で取込み、以下の条件を満たすこと

- ・申し込みの6ヶ月以内に撮影したものであること
- ・画像のサイズは259×324ピクセルであること

顔写真ファイル名 必須

編集 参照

サイズ: 205 x 238

削除

次頁 → 一時保存 クリア キャンセル

画像編集

必要に応じてトリミングを行うことができます。

閉じる 設定

### 所属事業者

所属事業者

---

主たる所属事業者

所属事業者ID

所属事業者名  
(株)〇〇△△建設

**明細登録**

[明細登録] を押すと、所属事業者の明細登録画面が表示されます。

先ずは、「明細登録」ボタンから所属事業者の情報を入力してください。明細登録後、主たる所属事業者を選択してください。

社会保険を払っている事業者が主たる事業者となります。主たる所属事業者を変更した場合、主たる所属事業者の雇用形態や年金保険の厚生年金事業者情報が変更されます。

明細登録

主たる所属事業者	所属事業者名				
	所属事業者ID	フリガナ	所属事業者名	郵便番号	フリガナ
●		(カブ)〇〇△△ケンセツ	(株)〇〇△△建設	105〇〇△△	トウキョウトミナトクトラノモン 4-〇〇-△

<
1
>

**● 社会保険を納付している事業者を、主たる所属事業者として登録してください。**

● 一人親方の場合は、個人事業主としてのご本人の情報を登録します。

### 所属事業者情報

所属事業者情報

登録済みの事業者を選択できます。

事業者選択 クリア

フリガナ 必須

(カブ) ○○△△ケンセツ

所属事業者名 必須

(株) ○○△△建設

所在地

郵便番号 必須

ハイフン「-」なしで入力してください。

105○○△△ 住所検索

都道府県\_フリガナ 必須 市区町村\_フリガナ 必須

トウキョウト ミナトク

都道府県 必須 市区町村 必須

東京都 港区

住所1フリガナ 必須

トラノモン 4-00-△△

住所1 必須

虎ノ門 4-00-△△

① [事業者選択] を押します。

事業者選択

② [事業者選択] 画面が表示されます。  
[事業者ID]、[事業者名]、[建設業許可番号]などを入力し、[検索]を押すとシステム登録済の事業者情報を検索できます。

### 所属事業者情報

住所2\_フリカナ

住所2

メールアドレス **必須**  メールアドレス(確認用) **必須**

建設業許可番号種類  建設業許可番号種別

建設業許可番号年  建設業許可番号  第  号

法人番号

事業者ID

雇用形態 **必須**

雇用年月日

一人親方の場合は、[所属事業者名] 欄に個人事業主としてシステムに登録している情報を入力します。

求職中やフリーランスの場合は、[所属事業者名欄] には「なし」と入力し、住所やメールアドレスなど必須入力項目には申請者本人の情報を入力してください。

③ [雇用形態] を選択します。

④ [設定] を押します。

### 健康保険

健康保険

加入状況 必須

有

種類

協会けんぽ (全国健康保険協会)

保険者番号

012345〇〇△△

保険者名称

健康保険証の発行元を入力してください。

全国健康保険協会東京支部

健康保険被保険者記号

123456〇〇△△

健康保険被保険者番号

67891〇〇〇△△

①健康保険の「加入状況」を、プルダウンから選択します。

無  
有  
適用除外

② 健康保険の「種類」を選択後、保険証に記載の保険者記号などを見ながら、健康保険の情報を入力してください。

健康保険組合の「健康保険被保険者証」の例です。

<b>健康保険被保険者証</b>	本人(被保険者)	平成29年00月00日交付	健康保険被保険者記号
	記号 12345〇×△	番号 1△	健康保険被保険者番号
	氏名 建設 未来	性別 男	保険者番号
	生年月日 昭和00年 0月00日	資格取得年月日 平成00年 0月00日	健康保険被保険者記号
	事業所所在地 東京都〇〇区〇〇〇-〇-〇〇		健康保険被保険者番号
	事業所名称 〇〇工業株式会社		健康保険被保険者記号
	保険者所在地 東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇〇丁目〇番地		健康保険被保険者番号
	保険者番号 01130012	電話番号 00(0000)0000	健康保険被保険者記号
	保険者名称 全国〇〇協会〇〇支部		健康保険被保険者番号



健康保険の番号などがご不明な場合は、所属事業者にお問い合わせください。

### 健康保険

健康保険被保険者番号  
67891000△△

健康保険確認書類 **必須** **選択**

健康保険証1801.jpg **参照** **削除**

③ [選択] を押して、あらかじめ保存した、健康保険確認書類の電子ファイルを選択します。

**i** 適用除外の場合は、適用除外理由コードと適用除外理由名を入力します。[適用除外理由名]の[選択]を押して理由を選択すると、コードも入力できます。

健康保険

加入状況 **必須**  
適用除外

適用除外理由コード **必須**      適用除外理由名 **必須**

003      常用以外の短時間労働者 **選択**

適用除外理由選択	
適用除外理由コード	適用除外理由
001	ひらがな適用除外保証済
002	ひらがな適用除外保証済
003	常用以外の短時間労働者
004	日雇労働者
005	臨時労働者
006	季節労働者
007	出張・興業
008	臨時事業
009	個人事業主と家族従業員
010	扶養高齢者医療対象者
011	生活保護受給者

### 年金保険

年金保険

**加入状況** 必須

有 ▼

**種類**

厚生年金

**基礎年金番号**

555555〇〇△△

**厚生年金事業所名**

ABCDE

**厚生年金事業所整理記号**

12-HXEX

**厚生年金事業所番号**

333333〇〇△△

**年金保険確認書類** 必須 選択

nenkin.jpg

参照
削除

# 年金保険

i

「厚生年金」を選択した際に入力する「厚生年金事業所名」、「厚生年金事業所整理記号」、「厚生年金事業所番号」は、所属事業者にお問い合わせください。

## 雇用保険

### 雇用保険

加入状況 **必須**

有

雇用保険被保険者番号

1234〇〇〇△△△x

被保険者種類・区分

一般

雇用保険確認書類 **必須** **選択**

koyo.jpg **参照** **削除**

# 雇用保険



雇用保険被保険者番号がご不明な場合は、所属事業者にお問い合わせください。

## 職種

職種

まずは、「明細登録」ボタンから職種の情報を入力してください。明細登録後、主たる職種を選択して下さい。

「主」で選択したものがポータルサイトの初期画面に表示されます。

主	コード	大分類	コード	小分類	
<input checked="" type="radio"/>	06	とび工	01	とび工	<input type="button" value="明細登録"/> <input type="button" value="行削除"/>

◀ < 1 > ▶

[明細登録] を押すと、[技能職種選択] 画面が表示されます。



主たる職種を一つ、その他に従事する職種を四つ登録することができます。

### 職種選択 リストから選択

技能職種選択

検索条件

大分類

とび工

検索

- 普通作業員
- 軽作業員
- 造園工
- 法面工
- とび工
- 石工
- ブロック工
- 電工

小分類名

設定

大分類コード	大分類	小分類コード	小分類
06	とび工	01	とび工
06	とび工	02	足場とび工

閉じる 設定

職種を [大分類] から選択し、 [検索] を押します。

小分類を確認し、 [設定] を押します。

### 職種選択 小分類名を入力

#### 技能職種選択

検索条件

大分類  
とび工

小分類名  
とび工

検索 クリア

該当する職種が検索結果リストに表示されていることを確認し、[設定] を押します。

大分類コード	大分類	小分類コード	小分類
06	とび工	01	とび工

« < 1 > »

閉じる 設定

[小分類名] を入力後、  
[検索] を押します。

該当する職種が検索結果リストに表示されて  
いることを確認し、[設定] を押します。

経験等記入⇒登録までの経験等を50文字以内で記述してください。

経験等記入

50文字以内で自由に記入してください。

技能者本人記入用

とび工事を5年。

所属事業者記入用

この技能者はとび工事を5年経験したことを証明します。

入力例：

〔技能者本人記入用〕 とび工事を5年。

〔所属事業者記入用〕 この技能者は、とび工事を5年経験したことを証明します。

### 保有する登録基幹技能者

保有する登録基幹技能者

登録基幹技能者資格の有無

「主」で選択したものがポータルサイトの初期画面に表示されます。

主	コード	名称	修了年月日	有効期限年月日	確認書類	
<input checked="" type="radio"/>	00016	登録職・土工基幹技能者	2017/04/01	2022/03/31	証明書.jpg	<input type="button" value="編集"/> <input type="button" value="行削除"/>

<< < 1 > >>

登録基幹技能者資格を保有している場合はボタンを押して「有」にします。

[明細登録] を押すと、登録基幹技能者の明細登録画面が表示されます。

### 保有する登録基幹技能者 明細登録

保有する登録基幹技能者

<p><b>登録基幹技能者コード</b> <span style="color: red;">必須</span></p> <input style="width: 90%;" type="text" value="0016"/>	<p><b>登録基幹技能者名</b> <span style="color: red;">必須</span></p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">登録専・土工基幹技能者</div> <div style="text-align: right; border: 1px solid #00a0e3; padding: 2px; width: 30px; float: right;">選択</div>
<p><b>修了年月日</b> <span style="color: red;">必須</span></p> <input style="width: 90%;" type="text" value="2017/04/01"/> <div style="text-align: right; border: 1px solid #00a0e3; padding: 2px; width: 20px; float: right;">📅</div>	
<p><b>有効期限年月日</b> <span style="color: red;">必須</span></p> <input style="width: 90%;" type="text" value="2022/03/31"/> <div style="text-align: right; border: 1px solid #00a0e3; padding: 2px; width: 20px; float: right;">📅</div>	
<p><b>登録基幹技能者確認書類</b> <span style="color: blue;">選択</span></p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; display: flex; justify-content: space-between;"> <span>証明書.jpg</span> <span style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 2px 5px;">参照</span> <span style="border: 1px solid #c00000; padding: 2px 5px;">削除</span> </div>	

閉じる
設定

[選択] を押すと、検索画面が表示されます。

### 保有する登録基幹技能者 明細登録

登録基幹技能者選択

Q 検索条件

職種名

登録基幹技能者名

Q 検索
クリア

職種名	登録基幹技能者コード	登録基幹技能者名
電気工事業、電気通信工事業	00001	登録電気工事基幹技能者
とび・土工工事業、鋼構造物工事業	00002	登録橋梁基幹技能者
造園工事業	00003	登録造園基幹技能者
~~~~~		
とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業	00020	登録エクステリア基幹技能者

<
1
2
>

閉じる
設定

「職種名」または「登録基幹技能者名」を入力します。

「検索」を押すと「登録基幹技能者コード」が表示されます。

Q 検索

該当する「職種名」を選択し、「設定」を押します。

設定

## 保有する登録基幹技能者 明細登録

保有する登録基幹技能者

登録基幹技能者コード <b>必須</b>	登録基幹技能者名 <b>必須</b>
<input type="text" value="0016"/>	<input type="text" value="登録専・土工基幹技能者"/> <input type="button" value="選択"/>
修了年月日 <b>必須</b>	
<input type="text" value="2017/04/01"/> <input type="button" value="📅"/>	
有効期限年月日 <b>必須</b>	
<input type="text" value="2022/03/31"/> <input type="button" value="📅"/>	
登録基幹技能者確認書類 <input type="button" value="選択"/>	
<input type="text" value="証明書.jpg"/> <input type="button" value="参照"/> <input type="button" value="削除"/>	

**【選択】** を押して、あらかじめ保存した、**【登録基幹技能者確認書類】** を選択します。

**※必ず 1 資格につき確認書類の添付は 1 枚です。** 複数の資格の確認書類を一緒に添付しないでください。

### 保有資格等

保有資格等

「主」で選択したものがポータルサイトの初期画面に表示されます。

[明細登録](#)

主	コード	名称	日付の種類	日付	確認書類	
<input checked="" type="radio"/>	10901	1級とび作業	取得年月日	2010/11/22	証明書.jpg	<a href="#">編集</a> <a href="#">行削除</a>
<input type="radio"/>	36001	大型自動車			証明書.jpg	<a href="#">編集</a> <a href="#">行削除</a>

保有資格等

1

次に、登録基幹技能者の場合と同様に、あらかじめ保存した資格の確認書類を選択します。

**※必ず 1 資格につき確認書類の添付は 1 枚です。複数の資格の確認書類を一緒に添付しないでください。**

## 研修等の受講履歴

研修等の受講履歴

「主」で選択したものがポータルサイトの初期画面に表示されます。

明細登録

主	研修名（団体・会社名）	受講年月日	確認書類	
<input checked="" type="radio"/>	熱中症予防指導員研修（キャリアアップ工務店）	2015/04/15		<input type="button" value="編集"/> <input type="button" value="行削除"/>

1

## 研修等の受講履歴

資格の場合と同様に、あらかじめ保存した研修等の受講確認書類を添付します。

**※必ず 1 研修等につき確認書類の添付は 1 枚です。複数の研修等の確認書類を一緒に添付しないでください。**

## 表彰等の履歴

### 表彰等の履歴

**選択方法** 必須

手入力

**表彰コード** 必須

99999

**表彰名** 必須

キャリアアップ工務店マイスター制度

**表彰年月日**

2016/08/30

**表彰確認書類** 選択

証明書.jpg参照削除

**資格の場合と同様に、あらかじめ保存した表彰等の確認書類を添付します。**  
**※必ず1表彰等につき確認書類の添付は1枚です。複数の表彰等の確認書類を一緒に添付しないでください。**

**i** 該当するコードがない場合は、[表彰名]を「99999」で登録してください。

## 表彰等の履歴

資格の場合と同様に、あらかじめ保存した表彰等の確認書類を添付します。  
**※必ず1表彰等につき確認書類の添付は1枚です。複数の表彰等の確認書類を一緒に添付しないでください。**

**i** 該当するコードがない場合は、[表彰名]を「99999」で登録してください。

### 申請内容送信

申請内容の確認完了後、[申請] を押し、技能者情報の登録申請を完了します。

申請 戻る キャンセル

申請

## 支払い内容確認

支払い内容確認

請求内容

技能者登録料

正規金額

2,500 円

割引金額

円

請求金額

2,500 円

お支払い内容を確認してください。  
※2,500円

[決済] を押すと、お支払い方法の選択画面が表示されます。

決済

決済ボタンクリック後は決済ステーションの画面になります。  
×ボタンで画面を閉じないでください。

### お支払い方法の選択

お支払い方法の選択

お支払い方法を選択し、「次に進む」ボタンを押してください。  
 ※ お支払い手続きが正しく行えませんので、ブラウザの「戻る」ボタンは押さないでください。

クレジットカードにするかコンビニ払いにするか選択してください。  
 ここで料金の支払い方法を確定すると後の変更はできませんのでご注意ください。

クレジットカード  
 ご利用頂けるクレジットカード

払込票  
 お手続き完了後、お客様にご登録されたご住所に払込票をご郵送します。  
 払込票到着後、下記のいずれかの方法でお支払いください。  
 ご利用になれるお支払い方法

コンビニエンスストア(払込票)

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、セイコーマート、ポプラ、スリーエフ、ハマナスクラブ、コミュニティストア、セーブオン、MMK

※ MMK設置店には、「NEW DAYS」「ハートイン」(共に一部店舗等があります)。  
 ※ ポプラには、「生活彩家」「くらしハウス」「スリーエフ」店舗を含みます。

ご注文内容

決済受付番号	18032322349392
請求金額	2,000 円
ご連絡先電話番号	03-6386-3725

### ■ クレジットカード

クレジットカード

ご利用頂けるクレジットカード

※ お支払いは、1回払いのみとなります。

### ■ コンビニエンスストア (払込票)

### ■ ゆうちょ振替

払込票

お手続き完了後、お客様にご登録されたご住所に払込票をご郵送します。  
 払込票到着後、下記のいずれかの方法でお支払いください。

ご利用になれるお支払い方法

#### コンビニエンスストア(払込票)

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、セイコーマート、ポプラ、スリーエフ、ハマナスクラブ、コミュニティストア、セーブオン、MMK

※ MMK設置店には、「NEW DAYS」「ハートイン」(共に一部店舗等があります)。  
 ※ ポプラには、「生活彩家」「くらしハウス」「スリーエフ」店舗を含みます。

#### ゆうちょ振替

※ お支払い金額が30万円を超える場合、コンビニエンスストアでのお支払いはご利用いただけません。

## 申請番号確認

申請番号確認

申請登録が完了しました。

お客様の申請番号は  となります。

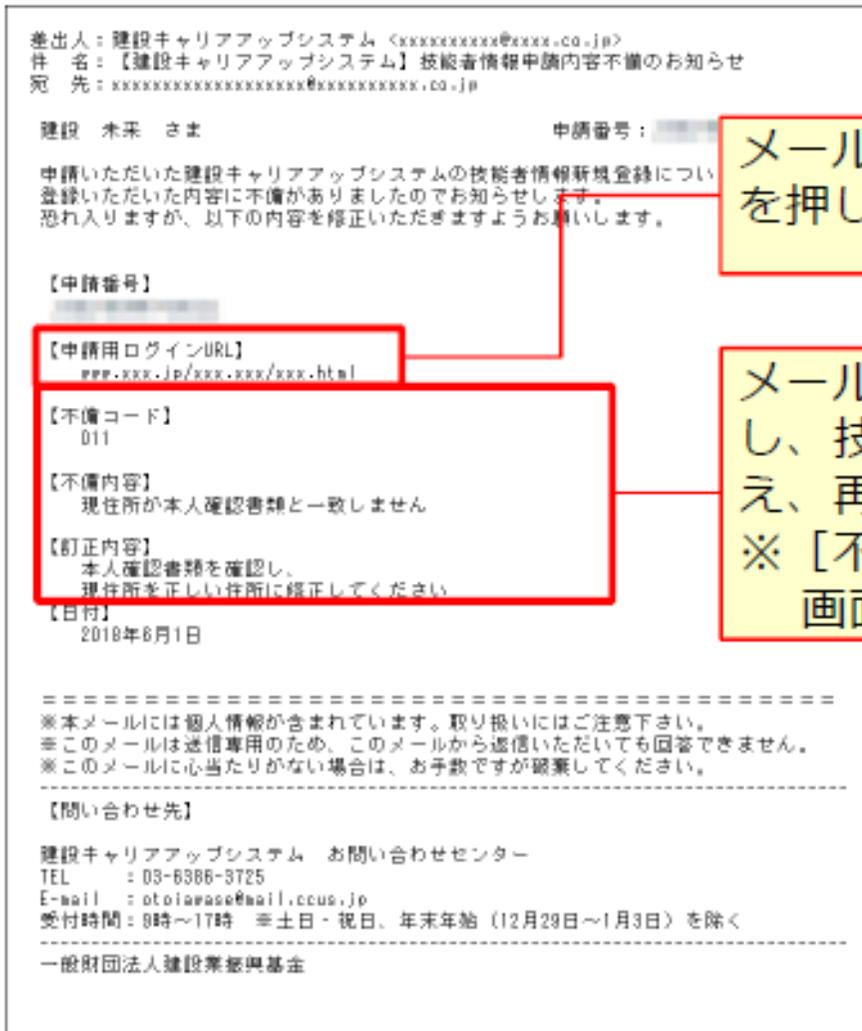
この番号は、支払いや問合せの際に使用しますので大切に保管してください。

[トップページへ](#)

申請番号は、必ずメモなどに控えておいてください。  
申請内容に関してお問い合わせいただく場合に必要です。

### 「技能者申請内容不備のお知らせ」メール

登録申請後、運営主体が申請内容を確認し、不備がある場合は、「技能者申請内容不備のお知らせ」メールが送付されます。このメールを受け取った場合は、不備内容を修正のうえ、再度、申請を行います。

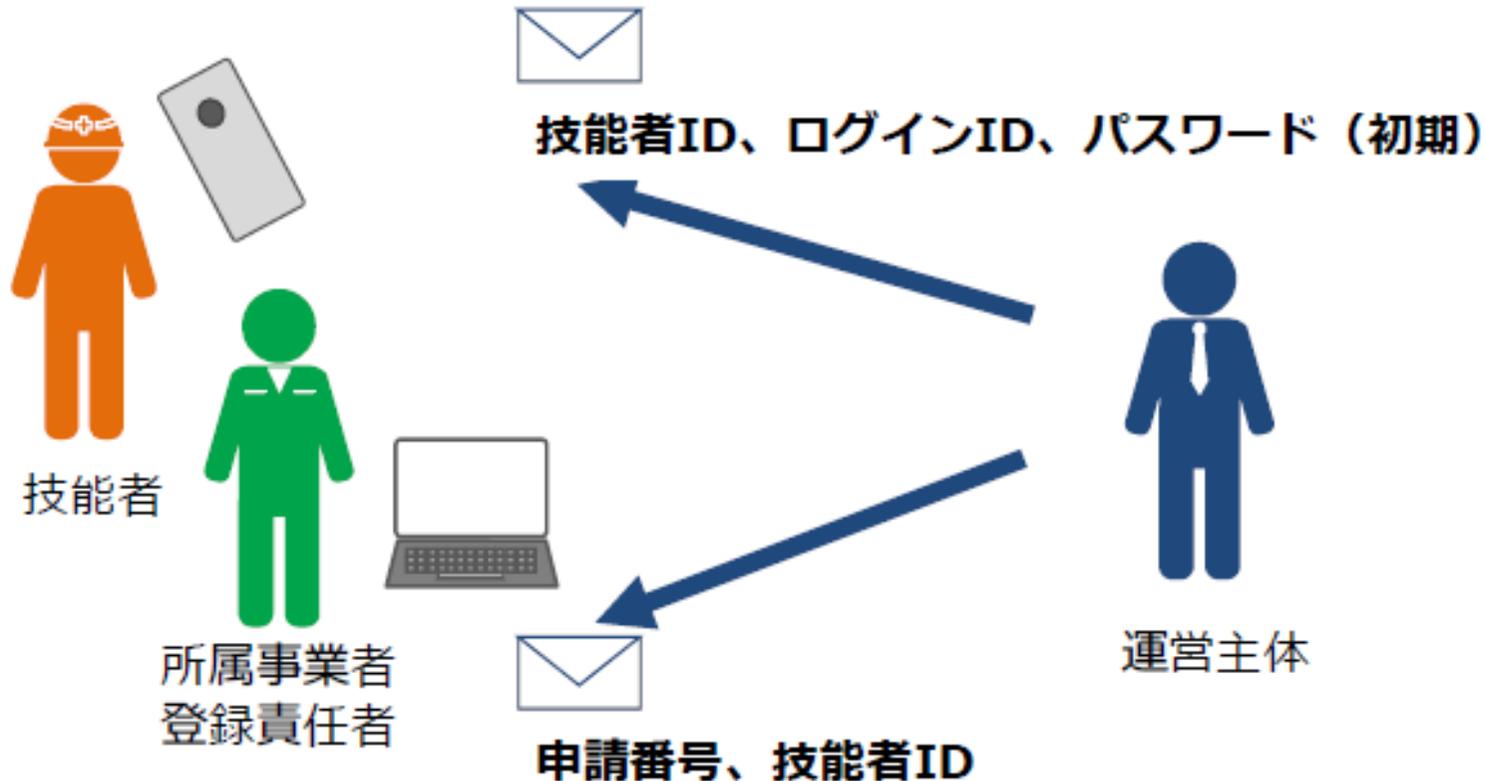


メールに記載されている [申請用ログインURL] を押して、ログインページを開きます。

メールに記載の [不備内容] と訂正内容を確認し、技能者情報登録申請の修正画面で修正のうえ、再度申請します。  
 ※ [不備内容] は、技能者情報登録申請の修正画面でも確認できます。

## 技能者ID通知

登録申請が完了すると、技能者IDが技能者本人のメールアドレスと、所属事業者の登録責任者のメールアドレス宛てに「登録完了のお知らせ」が通知されます。



## メールが届かない場合

- 迷惑メールフォルダに、運営主体からのメール（@smail.ccus.jp）が振り分けられていないかご確認ください。
- メールアドレスが無効な場合は、圧着ハガキが登録住所に送付されます。

## 建設キャリアアップカードのお届け

建設キャリアアップカードは、登録完了後、現住所、または送付先住所に簡易書留で配達されます。



技能者



簡易書留で配達



運営主体



- 申請者ご本人以外の方も、カードを受け取ることができます。
- カードが届かない場合は、申請番号をお手元にご用意のうえ、お問い合わせセンターまでご連絡ください。
- 受け取ったカードは大切に保管してください。